

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 20 日現在

機関番号：14401

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25380007

研究課題名(和文) 弁護士業務の活性化と法律事務員の養成システムに関する研究

研究課題名(英文) A study of legal assistants' training system for the development of law office

研究代表者

仁木 恒夫 (Niki, Tsuneo)

大阪大学・法学(政治学)研究科(研究院)・教授

研究者番号：80284470

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,200,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、弁護士人口の増加が生じている現在の法律事務員の執務環境と業務内容の特徴を定量的に明らかにした。法律事務員は、法的知識の習得を前提として弁護士との有効な協働が可能になる。また、一定の法律事務員は法的知識を直接必要とする作業にも携わっている。日弁連の弁護士補助職養成制度は、法的知識の必要性に立脚して、研修の多様化の方向で検討されているが、法的知識に限定されない法律事務員固有の能力の確保も必要である。

研究成果の概要(英文)：I found the quantitative character of legal assistants' workplace condition and their kind of work in the era of the growing number of lawyers. Legal assistants can work better with lawyers if they acquire legal knowledge. Then many legal assistants directly engage in legal work under the supervision of lawyers. Although they consider that their training course should be diversified in Japan Federation of Bar Associations, it is necessary for legal assistant to acquire skills other than legal knowledge.

研究分野：法社会学

キーワード：法律事務員 法的知識 協働 養成システム

## 1. 研究開始当初の背景

### (1) 法律事務職員研究の未成熟

司法制度改革による弁護士の増員・多様化に伴い弁護士研究も充実している一方で、弁護士業務の一端を担う法律事務員については法学的な観点からの研究がほとんどなされていない。

研究代表者は、課題番号 14720006 研究により、法律事務員が、弁護士とは異なる知識及び視点を持ちつつ、弁護士の役務遂行過程で協働することによって、法律事務所としての総合力を引き上げること、また法律事務員の活動は一定の法的知識を前提とするものであることを明らかにした。

### (2) 法律事務員の法的知識と日弁連事務職員能力認定研修制度

弁護士人口は急激に増加したものの、都市と地方との格差は依然として残っており、地方の法律事務所に勤務する法律事務員には、必要な法的知識を習得する機会が相対的に制約されていた。

日弁連が 2008 年に創設した事務職員能力認定研修制度は、こうした問題に対応する方策ではあるが、その実効性はなお検討の必要性がある。

## 2. 研究の目的

### (1) 法律事務員の法的知識の修得

本研究では、法律事務員の活動を包括的にとらえ、そこで必要な知識技能の特徴を明らかにする。

前記の知見と照らし合わせて、法律事務員の養成システムとして日弁連事務職員能力認定研修制度が十分なものであるかを検討する。

### (2) アメリカの制度との比較

日本における法律事務員の法的知識修得の制度枠組の有効性を検討する比較対象として、アメリカ(とりわけニューヨーク)の Paralegal の実情について調査検討をおこなう。

## 3. 研究の方法

本研究は三つの側面から遂行される。

### (1) 理論的研究

すでにこれまでの研究から獲得された成果を、近年の法律事務員の活動に関する資料と照らし合わせて整理統合する。

中小規模の法律事務所の業務に関するアメリカの先行研究を手がかり、法律事務所における法律事務員の活動についての理論的枠組の構築を図る。

日弁連の事務職員養成スキームの検討を行う。

### (2) 実態調査

弁護士の急増に伴う法律事務員の業務環境の変化を把握するために、複数の地域及び複数のタイプの法律事務所の事務職員に対して聞き取り調査を実施する。

アメリカの中小規模法律事務所における

事務職員ないし Paralegal の実態を明らかにする。とくに National Federation of paralegal Associations らの活動がどの程度、どのように現場の Paralegal に有効なのかを調査する。

### (3) 研究会

日弁連業務改革委員会事務職員問題小委員会、法律事務職員養成制度研究会にて、本研究の成果を随時報告し、助言を受ける。

## 4. 研究成果

本研究では、以下の 4 点が明らかになった。

### (1) アメリカ (New York) の中小規模法律事務所の実情

法律事務員の法的知識の修得を奨励し、法律事務所の合理化の推進を構想する見解は、法律事務員の Paralegal 化を提唱する。しかし、Paralegal は通常はアメリカの巨大法律事務所に雇用されている弁護士補助職が想定される。そこで本研究では、より多様な弁護士補助職のあり方を明らかにするために、探索的ではあるが、アメリカ (New York) における中小規模法律事務所の実情及び契約型 Paralegal の実情の調査を行った。アメリカにおいてはいち早く IT の普及により合理化が達成されたが、さらに依頼者の観点からのコスト削減が弁護士実務において工夫されている。この「顧客満足」という観点は弁護士業務において浸透しているようであり、そうした関心から依頼者とのコミュニケーションを主に弁護士が直接行うべきであるとか、事務所内外での協働態勢によって依頼者のより高い満足を実現すべきであるとされている。そして、こうした法律事務所においては、個別の事件処理を丁寧に行うことがひいては事務所の繁栄につながるという意識がもたれているようであり、事務職員もその一端を担う位置づけであることが明らかにされた(日弁連調査報告書第 3 章「NY における弁護士の業務戦略と弁護士補助職活用の可能性」2014 年、未公表)。また、アメリカには派遣型の Paralegal が存在するが、一般に安定した業務環境ではなく、好条件の被雇用先を希望しているのではないかと思われる。この派遣型 Paralegal の業務においては、複数の法律事務所の弁護士の作業に携わることの魅力もある一方で、その業務環境の特殊性から生じる倫理的な慎重さに意識をより強くもっている必要があることが明らかになった。

日弁連事務職員能力認定研修制度の普及をふまえると、わが国の法律事務所の活性化の方策の一つとして、法律事務員の派遣型は雇用の不安定さという負の側面をもつことは確かであるが、個別の状況に応じて自由度の高い事務職員の活用の可能性も検討されるべきであろう。

### (2) わが国の法律事務員の実勢

本研究の遂行過程で、佐藤=濱野編『変動期の日本の弁護士』(2015 年)が出版され、弁

護士の業務環境が司法制度改革以後に大きく変化していることが経験的に明らかにされた。本研究でも、単発の聴き取り調査により、その兆候はつかんでいたが、このことを法律事務員に焦点を当てて経験的に明らかにするために 2015 年に質問票調査を実施した。調査は、日弁連名簿に基づき、単位弁護士会の会員数で按分して無作為抽出された 1820 件の法律事務所（弁護士人口の 5%）に対して行われた。回収率は 18.5%で 470 件の法律事務所から回答を得た。本調査から明らかになったいくつかの特徴をあげると、次のとおりである。

第一に、今回の調査においても弁護士の業務環境として、たしかに事務職員を雇用する法律事務所がほとんどであったが（94.2%）、企業（2.6%）、公的組織（0.4%）、弁護士単独（2.8%）が出現している。第二に、解答した法律事務員は、業務経験年数が 4 年目に入った時点で大きな減少がみられる。しかし他方で、4 年目以降は減少が止まり、回答者数が安定化する。従来「女子の結婚までの腰掛」というイメージを持たれていた事務職員が、職業として安定的なものになりつつあることが推測されるのである。第三に、日弁連事務職員能力認定研修制度については、85.3%の回答者が知っているが、認定を受けているのは 24.5%に止まっている。このことから、事務職員能力認定研修性のさらなる活用によるより広い事務職員の能力向上の可能性がうかがわれる一方で、事務職員の認定の動機づけを阻んでいるのはどのような要因なのかを明らかにする必要性を示唆する。第四に、法律事務所に所属する弁護士数は、3~5 人が最も多く 33.2%であった。このことは、法律事務所は単独弁護士の形態が主流であるとされていた状況から複数の弁護士が所属する組織としての法律事務所が標準形態となりつつあるのではないかということ推測させる。第五に、法律事務員が日常的に行っている業務のなかで、訴状の起案が 21.1%、保全申立書の起案が 19.0%、強制執行申立書は 37.4%等の出現率であった（図 1 事務職員の業務内容）。この結果は、従来は過度なほどに慎重な位置づけであった法的書面作成に、2 割もの事務職員が携わっていると回答しており、事務職員の業務の専門性の認知が広まりつつあることを推測させる。

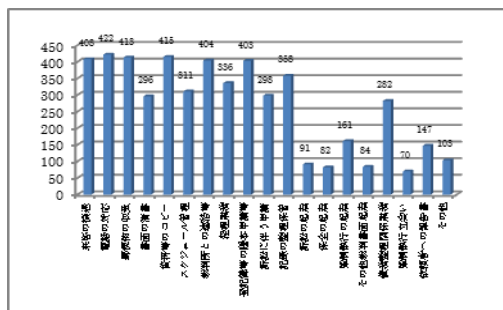


図 1 事務職員の業務内容  
こうした知見から、弁護士の活動場面の多様

化、法律事務所の組織化、法律事務員の職業としての安定化、法的専門知識を發揮している法律事務員の一定数の存在、日弁連の法律事務員養成スキームの潜在的可能性が示唆されるのである（第 19 回弁護士業務改革シンポジウム資料所収「法律事務職員の業務に関する実態調査の概要」）。

### (3) 法律事務員が機能する組織論

前記の実態調査から浮かび上がる法律事務所の中規模化を踏まえて、弁護士業務において法律事務員がより機能を發揮するモデルを組織論の観点から再構成する必要性が明らかになっている。この点は、本研究の後半になって認識されるようになったこともあり、現在、C.Barnard や H.Simon の経営組織論を手がかりに検討を進めている。

とりわけ、法律事務所は組織化が進行しているとはいえ、まだ経営弁護士の個性が当該事務所のあり方に強く反映されることが推測される環境であり、その点で、個人から組織論を展開する Barnard の理論を中心に理論枠組を設定することが妥当であるとの結論にいたっている。その上で、協働のシステムである組織を維持・拡張させていく契機として、法律事務所において事務職員を協働へ動員する誘因と貢献を、具体的にまた正當に位置づける作業が必要である。この点は、調査票調査後に実施している聞き取り調査によって得られる質的資料に依拠して検討をすすめる予定である。また、法律事務所の公式組織としての側面を効果的に機能させるには、非公式組織としての側面がスムーズに形成されていることが求められる。事務職員の業務におけるコミュニケーション能力の重要性は指摘される場所であるが、公式組織と非公式組織の観点から再構成することで、機動的な法律事務所の構造がより明らかになるものと推測される。

### (4) 法律事務員養成システムの段階化

実態調査の結果からは、法律事務員に要求される平均的知識は、就労 3 年程度で区切りがつくことが予想された。しかし、法律学の学習経験がない人材からも相当数の法律事務員が登用される現状を考えると、就労後より早い時期に初級の基礎的な法的知識を得る場が必要になるであろう。この初級研修には、とくに弁護士業務の特性から業務遂行にあたってよく理解しておかなければならない弁護士倫理に関わる科目が不可欠である。また、平均的な法的知識を一通り修得した後、さらにステップアップをはかる機会が検討されてもよい。この上級研修に当たるものは、法律事務員が所属する事務所の特性に応じてより専門特化した科目を集中的に用意することが考えられる。日弁連の法律事務員養成スキームは、2015 年からこうした方向にそったかたちで再編成が行われている。ただし、日弁連の修正スキームは、研修と認定試験を分離させており、この点は、この制度を活用する法律事務員のモチベーションを減退さ

せることにならないかどうか危惧されるところである。また、法律事務員が、その固有の存在意義を法律事務所で発揮していくためには、法的知識に特化された能力ではなく、むしろ弁護士とは異なるコミュニケーション・スキルの習熟にも力を注ぐ必要がある。さらには、こうした法律事務員の能力向上の制度化は同時に法律事務員の待遇の問題に関連してくるであろう。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 件)

〔学会発表〕(計 1 件)

仁木恒夫「法律事務職員の業務に関する実態調査の概要」、第19回日本弁護士連合会業務改革シンポジウム第3分科会「弁護士業務拡大に資する事務職員の養成と確保」、[2015.10.16]、ホテルグランピア岡山(岡山県岡山市)

〔図書〕(計 件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年月日:

国内外の別:

取得状況(計 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

取得年月日:

国内外の別:

〔その他〕

ホームページ等

#### 6. 研究組織

##### (1) 研究代表者

仁木 恒夫(TSUNEO NIKI)

大阪大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号: 80284470

##### (2) 研究分担者

( )

研究者番号:

##### (3) 連携研究者

( )

研究者番号: